

指名停止措置について

1 指名停止措置業者名

| 業 者 名 | 代表者氏名 | 住 所 |
|-----------|-------------|---------------|
| 株式会社 大窪建設 | 代表取締役 角 喜代子 | 福井県福井市福1-2616 |

2 指名停止措置期間

平成25年11月5日 ～ 平成26年2月4日 (3ヶ月間)

3 措置対象区域

四国森林管理局管内(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

4 指名停止の理由

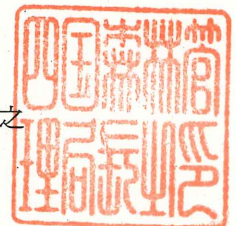
株式会社大窪建設は、平成25年5月29日付けで近畿中国森林管理局広島森林管理署長と契約した「花茎山国有林外森林整備事業」において、事業完成不能届を提出し、契約解除を申し出たため、事業期間内に事業を完了する見込みがないとして、平成25年8月30日で契約解除に至った。

このことは、発注者との信頼関係を損なう不誠実な行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2の第16号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|----------------------|
| (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 |

平成25年11月5日

四国森林管理局長 新木 雅之



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060